

1 県税税率等の変遷

税目		年度		昭和28	29	30	31	32	33	34	37	39	40	41	42	45	46	47	48	49	50	51	
県税	民	税	率	個人	(創設)均等割年100円所得割 所得税額の5%		所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 150万円以下 2% 150万円超 4%											均等割標準税率 年額300円	
				法人	(創設)均等割年600円 法人税割 法人税額の5%	法人税割 5.4%								均等割資本の額が千円超の法人及び保険業法に基づく相互会社 年1000円 上記法人以外の法人等 年600円	法人税割 5.5%	法人税割 5.8%					法人税割 5.2% 超過税率 6.2%	均等割標準税率 (1)資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人 年額6,000円 (2)資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額3,000円 (3)資本の金額又は出資金額が1千万円以下の法人等 年額1,800円	
事業	個人	税	率	事控除主額	基礎控除年5万円	基礎控除年7万円	基礎控除年10万円	基礎控除年12万円			基礎控除年20万円	事業主控除と名称変更 年22万円	年24万円	年25万円	年27万円	年32万円	年36万円	年60万円	年80万円	年150万円	年180万円	年200万円	
				その他	特別所得税を事業税の第3種事業とした。																		
業	個人	税	率	税	普通法人年50万円以下 10% 年50万円超及び清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5%			普通法人年50万円以下 8% 年100万円超及び清算所得 12%			普通法人年50万円以下 7% 年100万円超及び清算所得 12% 特別法人年50万円以下 7% 年50万円超及び清算所得 8%	普通法人年100万円以下 6% 年200万円超及び清算所得 12% 特別法人年100万円以下 6% 年150万円超及び清算所得 8%	普通法人年150万円以下 6% 年300万円超及び清算所得 12% 特別法人年150万円以下 6% 年150万円超及び清算所得 8%							普通法人年350万円以下 6% 年350万円超 700万円以下 9% 年700万円超及び清算所得 12% 特別法人年350万円以下 6% 年350万円超及び清算所得 8%	制限税率標準税率の1.1倍		
				その他	生命保険事業を収入金額課税とした。 (創設)税率 3% 新築住宅控除 100万円	損害保険事業を収入金額課税とした。 (免税点)土地 1万円 建築家屋 10万円 その他家屋 5万円		地方鉄道軌道事業を所得課税とした。															
不動産取得税																							
県たばこ税 (県たばこ消費税)					税率 5 115		税率 8%				税率 9% 課税標準の改正 150万円				税率 10.3%	課税標準算定の基礎となる額 3円83銭3厘	課税標準算定の基礎となる額 3円95銭5厘	課税標準算定の基礎となる額 4円9銭4厘	課税標準算定の基礎となる額 4円20銭6厘	課税標準算定の基礎となる額 4円33銭1厘	課税標準算定の基礎となる額 4円43銭7厘	課税標準算定の基礎となる額 4円67銭4厘	

税		52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
民	個人				均等割標準税率 年額 500円					均等割標準税率 年額 700円	
	法人	均等割標準税率 (1)資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人 年額 20,000円 (2)資本の金額又は出資金額が1千万円を超える1億円以下の法人 年額 6,000円 (3)資本の金額又は出資金額が1千万円以下の法人等 年額 2,000円	均等割標準税率 (1)資本の金額又は出資金額が50億円を超える法人 年額 200,000円 (2)資本の金額又は出資金額が10億円を超える50億円以下の法人 年額 100,000円 (3)資本の金額又は出資金額が1億円を超える10億円以下の法人 年額 20,000円 (4)資本の金額又は出資金額が1千万円を超える1億円以下の法人等 年額 6,000円 (5)上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円		均等割標準税率 (1)資本等の金額が50億円を超える法人 年額 200,000円 (2)資本等の金額が10億円を超える50億円以下の法人 年額 100,000円 (3)資本等の金額が1億円を超える10億円以下の法人 年額 20,000円 (4)資本等の金額が1千万円を超える1億円以下の法人 年額 6,000円 (5)上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円 法人税割標準税率 5.0% 超過税率 6.0%		均等割標準税率 (1)資本等の金額が50億円を超える法人 年額 300,000円 (2)資本等の金額が10億円を超える50億円以下の法人 年額 200,000円 (3)資本等の金額が1億円を超える10億円以下の法人 年額 40,000円 (4)資本等の金額が1千万円を超える1億円以下の法人 年額 12,000円 (5)上記に掲げる法人以外の法人等 年額 4,000円	均等割標準税率 (1)資本等の金額が50億円を超える法人 年額 750,000円 (2)資本等の金額が10億円を超える50億円以下の法人 年額 500,000円 (3)資本等の金額が1億円を超える10億円以下の法人 年額 100,000円 (4)資本等の金額が1千万円を超える1億円以下の法人 年額 30,000円 (5)上記に掲げる法人以外の法人等 年額 10,000円			
事	事業除主額	年 220万円								年 240万円	
	個人税率										
業	税率										
	その他										
人	税率										
	その他					税率 4% 新築住宅控除(56.7.1) 420万円 住宅取得(56.7.1～61.6.30)に係る税率の特例 3% 住宅用土地の取得(56.7.1～61.6.30)につき税額を4分の1減額					住宅及び住宅用土地の取得に係る税率等の特例を3年間延長(H元.6.30まで) 従量割特例措置 61.5.1～H元.3.31 360 1,000本につき 1,000 課税標準は 紙巻たばこ1,000本につき1,000円 パイプたばこ1kgにつき 1,000円 葉巻たばこ " " 500 刻みたばこ " " " " かみ用の製造たばこ " " " " かき用 " " " " 従量割 たばこの販売本数×200/1000 を控除した金額
不動産取得税										新築住宅控除 450万円 (60.7.1)	
県たばこ税 限たばこ 消費税		課税標準算定の基礎となる額 6円70銭1厘	課税標準算定の基礎となる額 6円79銭6厘	課税標準算定の基礎となる額 6円89銭	課税標準算定の基礎となる額 6円98銭9厘	課税標準算定の基礎となる額 8円15銭1厘	課税標準算定の基礎となる額 8円59銭	課税標準算定の基礎となる額 8円67銭 昭和58年5月1日から昭和59年2月29日までの期間の製造たばこ本数は、製造たばこ本数に1.014を乗じた本数		昭和60年4月1日から税率が2本立てとなる。 従価割 たばこの小売定価合計金額× 8.1/100 従量割 たばこの販売本数×200/1000	

税目		年度	63	平成元	3	4	5	6	7	8	9	10
県民税	税率	個人	所得割 130万円以下 2% 130万円超 3% 260万円超 4%	所得割 500万円以下 2% 500万円超 4%	所得割 550万円以下 2% 550万円超 4%			特別減税の実施 平成6年度分の個人住民税 所得割額の20%相当額 (限度額20万円)	特別減税の実施 平成7年度分の個人住民税 所得割額の15%相当額 (限度額2万円) 所得割 700万円以下 2% 700万円超 4%	特別減税の実施 平成8年度分の個人住民税 所得割額の15%相当額 (限度額2万円) 均等割標準税率 年額 1,000円	所得割 700万円以下 2% 700万円超 3%	特別減税の実施 本人 17,000円 控除対象配偶者又は扶養 親族1人につき 8,500円
		法人			法人税割 超過税率 5.8%			均等割標準税率 (1)資本等の金額が50億円を超える法人 年額 800,000円 (2)資本等の金額が10億円を超え50億円 以下の法人 年額 540,000円 (3)資本等の金額が1億円を超え10億円 以下の法人 年額 130,000円 (4)資本等の金額が1千万円を超え1億円 以下の法人 年額 50,000円 (5)上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円				
		利子割	・利子等に係る道府県民税を創設 (税率) 支払いを受ける利子等の5%							懸賞金付預金等の懸賞金 にも課税		
事業税	税率	個人					年 270万円					
		その他									保険業を第1種事業とした。	
業法税	税率	個人	<p>・税率の特例を設ける</p> <p>租税特別措置法第68条の3(特定の協同組合等の法人税率の特例)第1項の 規定の適用を受ける法人の各事業年度に係る法人事業税については、</p> <p>・所得のうち 年 350万円以下の金額……………6% 年 350万円を超え年10億円以下の金額……………8% 年 10億円を超える金額……………9%</p> <p>・3以上の都道府県に事務所、事業所を設けて事業を行う当該法人で資本の金 額又は出資金額が1千万円以上の法人の所得 ……………8%(所有のうち10億円を超える金額については、9%)</p>				<p>[普通法人] 年 400万円以下 5.6% 年 400万円超800万円以下 8.4% 年 800万円超及び清算所得 11% [特別法人] 年 400万円以下 5.6% 年 400万円超及び清算所得 7.5%</p>					
		その他		新築住宅控除 1,000万円(H元.4.1) 住宅及び住宅用土地の取得に 係る税率等の特例を3年間延 長(H4.6.30まで)	住宅及び住宅用土地の取 得に係る税率等の特例を 3年間延長(H7.6.30まで)	宅地及び宅地比準土地に係る課税標 準の特例 平成6年中の取得 価格の2分の1 平成7,8年中の取得 価格の3分の2	住宅及び住宅用土地の取 得に係る税率等の特例を3 年間延長(H10.6.30まで)	宅地及び宅地比準土地に 係る課税標準の特例 平成8年中の取得 価格の2分の1	新築住宅控除 1,200万円(H9.4.1) 宅地及び宅地比準土地に 係る課税標準の特例 H9.1.1～H11.12.31の取得 価格の2分の1	住宅及び住宅用土地の取 得に係る税率等の特例を3 年間延長(H13.6.30まで)		
不動産取得税												
県たばこ消費	税率	個人										
		その他									1,000本につき692円 〔旧3級品については〕 329円	
地方消費税											(創設)消費税の25/100 〔消費税率に換算すると〕 1%に相当	

税目		年度	平成11	12	13	15	16	17
県 民 税	税率	個人	恒久的減税の実施 個人住民税の所得割額の 15% 相当額 (限度額4万円)					恒久的減税の額の引き下げ 個人住民税の所得割額の 7.5% 相当額 (限度額2万円) 配偶者特別控除の廃止 夫と生計を一にする妻に対する均等割に均等割の 非課税措置廃止
		法人						
		利子割						
		配当割				特定配当等に係る道府県民税を創設 (H16.1.1) 税率 5% (H20.3.31までは3%)		
		株 渡 式 所 得 割				特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税を創設 (H16.1.1) 税率 5% (H19.12.31までは3%)		
		事 業 除 主 額	年 290 万円					
事 業 税	個人 税率	その他						
		税率						
		その他						
業 法 人 税	税率	税	[普通法人] [特別法人] [収入金課税法人] 年400万円以下 5% 年400万円以下 5% 1.3% 年400万円超800万円以下 7.3% 年400万円超及び精算所得 6.6% 年800万円超及び清算所得 9.6% 租税特別措置法第68条(特定の協同組合等の法人税率の特例)第1項の規定の適用を受け る法人の各事業年度に係る法人事業税については、 ・所得のうち 年400万円以下の金額..... 5% 年400万円を超え年10億円以下の金額..... 6.6% 年 10億円を超える金額..... 7.9% ・3以上の都道府県に事務所、事業所を設けて事業を行う当該法人で資本の金額又は出資金 額が1千万円以上の法人所得 6.6% (所得のうち10億円を超える金額については、 7.9%)				外形標準課税の導入 (平成16年4月1日以後に開始する事業年度から適 用) 対象法人 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法 人(所得課税法人に限るものとし、公益法人等、 特別法人、人格のない社団等、投資法人及び 特定目的会社を除く。) 課税標準 付加価値割 各事業年度の付加価値額 資本割 各事業年度の資本等の金額 所得割 各事業年度の所得及び清算所得 税率 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 所得のうち年400万円以下の金額 3.8% 所得のうち年400万円を超え年800万円以下 の金額 5.5% 所得のうち年800万円を超える金額及び清算 所得 7.2%	
		その他	宅地及び宅地比準 土地に係る課税標 準の特例 H12.1.1～ H14.12.31の取得 価格の2分の1 住宅及び住宅用土 地の取得に係る税率 等の特例を3年間延 長 (H16.6.30まで)				分割法人の分割基準を次のとおり改正する。 ・非製造業(鉄道事業・軌道事業・ガス供給業・倉 庫業及び電気供給業を除く。)について課税標 準の 1/2 を事務所数により、 1/2 を従業者数により 関係都道府県に分割 する。 ・本社管理部門の従業者数を 1/2 とする措置を廃 止する。	
不動産取得税						土地又は家屋の取得に係る税率等の特例 (H15.4.1～H18.3.31の取得 3%)		
県たばこ税 (県たばこ 消費税)		1,000本につき 868 円 (旧3級品については 413 円) (H11.5.1)				1,000本につき 969 円 (旧3級品については 461 円) (H15.7.1)		
地方消費税								

年度	昭和29	30	32	36	37	40	41	43	44	46	48	49	50	52	53	57	58	平成元
税	入場税を国税に移譲し、第3種の施設の利用に対し、娯楽施設利用税を課することとした。 (1) 料金課税の税率 舞踏場、ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動競技の施設の利用 10% (2) 外形課税(月額)の税率 ばちんこ場 1台 150円 まあじゃん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,000円		ゴルフ場に対し定額課税を採用した 1人1日 200円	(1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額課税の税率1人1日 400円	料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%	ボウリング場を法定施設とした。	ゴルフ場の定額課税の標準税率 1人1日 600円			ボウリング場を利用し課税から外形課税にした。 (46.7.1) 800円 (48.6.1)	ゴルフ場の定額課税の標準税率 1人1日 800円 (48.6.1)			(1) ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む)の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税(月額)税率 ばちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円 利用料金課税及び定額課税について制限税率を設ける。(標準税率の1.5倍) (52.6.1)			(1) ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む)の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税(月額)税率 ばちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円 (58.6.1)	ゴルフ場利用税に変更(税率) 1人1日 400円~1,200円 (標準税率 800円) ゴルフ場所在市町村に対する交付金を10分の7とする
特別地方消費税	(免税点) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1泊 700円	芸者の花代 30% 花代に伴う遊興飲食 15% カフェ、バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10% (免税点) 飲食店 1人1回 200円 食券食堂 1品価格 100円 (基礎控除) 宿泊 1人1泊 500円 (公給額収証制度の採用)	芸者の花代 15% カフェ、バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円 食券食堂 1品価格 150円 宿泊 1人1泊 800円	・名称を料理飲食等消費税に変更した。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円 食券食堂 1品価格 250円 宿泊 1人1泊 1,000円	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館における宿泊料金(1泊につき2食までの料金を含む) 10% (旅館における基礎控除) 1人1泊 800円	(免税点) 飲食店 1人1回 600円 食券食堂 1品価格 300円 宿泊 1人1泊 1,200円	(免税点) 飲食店 1人1回 600円 食券食堂 1品価格 300円 宿泊 1人1泊 1,200円 ・知事の指定を受けた店舗では、奉仕料についての税額控除の特例が認められた (41.10.1)	(免税点) 宿泊(1泊2食及びそれに伴う飲食) 1人1泊 1,200円 宿泊者の昼食 1,600円 宿泊者のその他の飲食 各 600円 (43.10.1)	(税率) 1人1回の消費金額の10% (免税点) 宿泊(1泊2食及びそれに伴う飲食) 1人1泊 1,800円 宿泊者の昼食 1,600円 宿泊者のその他の飲食 各 900円 食券食堂 1品価格 450円 (基礎控除) 旅館における基礎控除 1人1泊 1,000円 (44.10.1)	(免税点) 宿泊(1泊2食及びそれに伴う飲食) 1人1泊 2,400円 飲食店 1人1回 1,200円 食券食堂 1品価格 600円 (48.10.1)	(基礎控除) 旅館における基礎控除 1人1泊 1,500円 (49.10.1)	(免税点) 宿泊(1泊2食) 1人1泊 3,400円 飲食店 1人1回 1,700円 食券食堂 1品価格 850円 (50.10.1)	(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケッ管制食堂 1品 1,000円 (52.10.1)	(基礎控除) 旅館における基礎控除 1人1泊 2,000円 (53.10.1)	(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 2,500円 (58.1.1)	(基礎控除) 旅館における基礎控除 1人1泊 2,500円 (59.1.1)	特別地方消費税に変更(税率) 利用料金の3% (免税点) 宿泊1人1泊につき 10,000円 飲食等1人1泊につき 5,000円 基礎控除・奉仕料控除の廃止 公給額収証制度の廃止	

年 税目	3	9	11	23
ゴルフ場施設利用税 (娯楽施設利用税)				年少者等のゴルフ場の利用に対する非課税措置の創設 国民体育大会等の場合におけるゴルフ場利用税の非課税措置の創設
特別地方消費税 (料理飲食等消費税(遊興飲食))	(免税点) 宿泊等1人1泊につき 15,000円 飲食等1人1回につき 7,500円 ・ 食券食堂における免税点の特例の廃止 ・ 市町村交付金制度の創設 (交付率 1/5) ・ 外国大使等への非課税措置	市町村交付金 交付率の変更 (交付率 1/2)	※平成12年3月31日税目廃止	

年度		16	19	23
税				
鉾 区 税				
狩 猟 税 (三十八年、五十三年度は狩猟免許税) (三十七年以前は狩猟者税)	<p>狩猟者登録税、入猟税を、狩猟税に改める 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で</p> <p>① 本年度の県民税の所得割を納める者 16,500円</p> <p>② 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者登録を受ける者で当該年度の県民税の所得割額を納付しないものうち地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当するもの(農業、水産業又は林業に従事している者を除く)以外の者 11,000円</p> <p>③ 第二種銃猟免許を受ける者 5,500円</p> <p>放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 ①から③の税率の4分の1</p>	<p>網・わな猟免許を網猟免許とわな猟免許とに分割する。 網猟免許・わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で</p> <p>① 本年度の県民税の所得割額の納付を要する者 8,200円</p> <p>② 当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者のうち地方税法第23条第1項第7号に規定する扶養親族に該当するもの(農業、水産業又は林業に従事している者を除く)以外の者 5,500円</p> <p>放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 ①②の税率の4分の1</p>	<p>対象鳥獣捕獲員に係る税率の特例措置が創設された。 対象鳥獣捕獲員としての狩猟者の登録を受ける者、又は同一狩猟期間内に対象鳥獣捕獲員でなくなった場合の登録を受ける者に係る狩猟税の税率 各税率の2分の1</p>	

年	4	5	6	7	14	15	16	18	20	22
税	ディーゼルトラック、ディーゼルバスについての買い替え特例の実施 4～5年度間 税率1/2	電気自動車 営業用 7,500円 自家用 29,500円 貨客乗用車 に対する加算 営業用 3,700円 自家用 5,200円	54年排ガス 規制適合車 の買い替え 特例の廃止	電気自動車、天然ガス、メタノール車及びハイブリット車に係る特例措置を廃止	(グリーン化税制) ○ 軽課 軽課対象自動車 を平成13年4月 1日から14年3月 31日の間に新車 新規登録した場 合に、平成14年 度・15年度の自 動車税を軽減	(グリーン化税制) ○ 軽課 軽課対象自動車 を平成15年4月 1日から16年3月 31日の間に新車 新規登録した場 合に、平成16年 度の自動車税を 軽減	(グリーン化税制) ○ 軽課 軽課対象自動車 を平成16年4月1 日から18年3月31 日の間に新車新規 登録した場合に、 登録した年度の翌 年度の1年間のみ 自動車税を軽減	(グリーン化税制) ○ 軽課 軽課対象自動車 を平成18年4月1 日から20年3月31 日の間に新車新規 登録した場合に、 登録した年度の翌 年度の1年間のみ 自動車税を軽減	(グリーン化税制) ○ 軽課 軽課対象自動車 を平成20年4月1 日から22年3月31 日の間に新車新規 登録した場合に、 登録した年度の翌 年度の1年間のみ 自動車税を軽減	(グリーン化税制) ○ 軽課 軽課対象自動車 を平成22年4月1 日から24年3月31 日の間に新車新規 登録した場合に、 登録した年度の翌 年度の1年間のみ 自動車税を軽減
自動車	ハイブリット自動車についての軽減措置	天然ガス自動車についての軽減措置			ディーゼルトラック、ディーゼルバスの買い替え特例中、Nox法の特定地域内で取得したものに對する特例の非適用	ディーゼルトラック、ディーゼルバスの買い替え特例中、Nox法の特定地域内で取得したものに對する特例の非適用				
税					低公害車及び最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低燃費車:税率を概ね50%軽減 最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低燃費車:税率を概ね25%軽減 最新排出ガス規制値より25%以上排出ガス性能の良い低燃費車:税率を概ね13%軽減 ○ 重課 新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車:税率を概ね10%上乗せ	低公害車(ハイブリット自動車を除く。)及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車+優良低燃費車:税率を概ね50%軽減 ○ 重課 新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車:税率を概ね10%上乗せ	低公害車(ハイブリット自動車)及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車+優良低燃費車:税率を概ね50%軽減 最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車+低燃費車:税率を概ね25%軽減 最新排出ガス規制値より50%以上性能がよい自動車+優良低燃費車:税率を概ね25%軽減 ○ 重課 新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車:税率を概ね10%上乗せ	電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよく、かつ、平成22年度燃費基準20%向上達成車:税率を概ね50%軽減 最新排出ガス規制値より75%以上性能がよく、かつ、平成22年度燃費基準10%向上達成車:税率を概ね25%軽減 ○ 重課 新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車:税率を概ね10%上乗せ	電気自動車、天然ガス自動車、及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよく、かつ、平成22年度燃費基準25%向上達成車:税率を概ね50%軽減 最新排出ガス規制値より75%以上性能がよく、かつ、平成22年度燃費基準15%又は20%向上達成車:税率を概ね25%軽減 ○ 重課 新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車:税率を概ね10%上乗せ	電気自動車、天然ガス・プラグインハイブリッド自動車、及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよく、かつ、平成22年度燃費基準25%向上達成車:税率を概ね50%軽減 最新排出ガス規制値より75%以上性能がよく、かつ、平成22年度燃費基準15%又は20%向上達成車:税率を概ね25%軽減 ○ 重課 新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車:税率を概ね10%上乗せ
								制限税率を標準税率の1.5倍とした		

年度 項目	昭和 28	29	30	31	32	34	36	昭和 39	43	44	49	51	53	54
軽油引取税				(創設) 税率 1k% 6,000円	税率 1k% 8,000円	税率 1k% 10,400円	税率 1k% 12,500円	税率 1k% 15,000円				税率 1k% 19,500円 (2年度間の暫定税率)	暫定税率を2年度間延長	税率 1k% 24,300円 暫定税率を4年度間延長
その他の税	・附加価値税の実施が、昭和29年1月1日からと延期された。	・附加価値税は廃止された。	・大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。											
自動車取得税									(創設) 昭和43年7月1日から実施税率 取得価額の3% (免税点) 取得価額10万円	(免税点) 取得価額15万円	(税率) 自家用の自動車で軽自動車以外のものの 取得価額の5% (免税点) 取得価額30万円 (昭和49年4月1日から昭和51年3月31日までの時限法)	(税率) 暫定税率を2年度間延長 (免税点) 取得価額30万円 (2年度間延長)	(税率) 暫定税率を2年度間延長 (免税点) 取得価額30万円 (2年度間延長)	

年度 項目	55	58	60	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
軽油引取税		暫定税率を2年度間延長	暫定税率を3年度間延長	暫定税率を5年度間延長	<ul style="list-style-type: none"> 課税団体を軽油の納入地の所在の都道府県に変更 混和等の承認義務制度の創設 仮特約業者制度の創設(元.10.1) 				税率 1kg 32,100円 (平成5年12月1日から) 暫定税率を平成9年度まで延長					暫定税率を5年度間延長
その他の税		大規模償却資産の価格のうち所在市町村の課することのできる課税標準を超える部分の金額税率 1.4%												
自動車取得税	(税率) 暫定税率を2年度間延長 (免税点) 取得価額30万円 (3年度間延長)	(税率) 暫定税率を2年度間延長 (免税点) 取得価額30万円 (2年度間延長)	(税率) 暫定税率を3年度間延長 (免税点) 取得価額30万円 (3年度間延長)	(税率) 暫定税率を5年度間延長 (免税点) 取得価額30万円 (5年度間延長)	(税率) ディーゼルトラック、ディーゼルバスについての買い替え特例の実施(H2～3年度間、1%控除) (免税点) 取得価額50万円以下(H2～4年度間)	(税率) ABS装着規制適合車への買い替え 0.3%控除 ビギンバック輸送用トラックの取得 0.3%控除	ディーゼルトラック、ディーゼルバスについての買い替え特例の実施(H4～5年度間、1%控除) 平成5年排出ガス規制適合車の取得 平成4年4月1日～平成5年9月30日 1%控除 平成5年10月1日～平成6年2月28日 0.1%控除 ハイブリッド自動車の取得 2%控除	(税率) 暫定税率を5年度間延長 (免税点) 取得価額50万円(5年度間延長) メタノール自動車、ハイブリッド自動車に係る特例措置を平成8年3月31日まで延長する。	(税率) 暫定税率を5年度間延長 (免税点) 取得価額50万円(5年度間延長) メタノール自動車、ハイブリッド自動車に係る特例措置を平成8年3月31日まで延長する。	電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置について2.2%控除とする(平成9年3月31日まで) 平成6年排出ガス規制適合車の特例措置廃止 中小企業流通業務効率化促進法の認定を受けた事業協同組合等が取得する事業用自動車の特例措置の適用期限を平成9年3月31日まで延長する。	電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置について2.4%控除とする。 平成9年排出ガス規制適合車の取得 平成8年4月1日～平成9年9月30日 1%控除 平成9年10月1日～平成10年12月31日 0.1%控除	電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を平成11年3月31日まで延長する。 平成10年排出ガス規制適合車の取得 平成9年4月1日～平成10年9月30日 1%控除 平成10年10月1日～平成11年2月28日 0.1%控除 流通業務効率化事業用自動車の特例措置廃止	(税率) 暫定税率を5年度間延長 (免税点) 取得価額50万円(5年度間延長) ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置についてバス、トラックその他の省令で定めるもの 2.4%控除 その他の特定自動車 2%控除 平成10年4月1日～平成12年3月31日 平成11年度排出ガス規制適合車の取得 平成10年4月1日～平成11年9月30日 1%控除 平成11年10月1日～平成12年2月29日 0.1%控除	

年度 項目	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
軽油引取税					暫定税率を5年度間延長					暫定税率を10年間延長(平成20年5月1日から) [暫定税率の失効により、平成20年4月1日～30日までの税率:1kg-15,000円]	道路特定財源の一般財源化に伴い、目的税から普通税に改められた	現行の10年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、現行の税率水準を維持する。 原油価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分の課税を停止する規定(トリガー条項)を創設する。	經由取引税に係るトリガー条項の規定は、揮発油税に係るトリガー条項の適用が停止される間、その適用を停止する。
その他の税													
自動車取得税	ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置について バス、トラックその他の客車で定めるもの 2.7%控除 平成11年4月1日～平成12年3月31日 2.2%控除 平成11年4月1日～平成12年3月31日 平成12年度排出ガス規制適合車の取得 平成11年4月1日～平成12年9月30日 1%控除 平成12年度排出ガス規制適合車の取得 平成11年4月1日～平成12年9月30日 1%控除 平成12年10月1日～平成13年2月28日 0.1%控除 低燃費車に係る特例措置について取得価額から30万円を控除する。 平成11年4月1日～平成13年3月31日 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る税率の特例措置について 2.7%控除とする。 平成11年4月1日～平成13年3月31日	ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を平成13年3月31日まで延長する。 平成13年度排出ガス規制適合車の取得 平成12年4月1日～平成13年9月30日 1%控除 平成13年10月1日～平成14年2月28日 0.1%控除 低燃費車に係る特例措置(取得価額から30万円を控除)を一定の条件を付して平成14年3月31日まで延長する。 一定の条件を満たした自動車に係る税車買替えが平成13年4月1日～平成15年3月31日までに行われた場合 0.5%控除 平成14年度排出ガス規制適合車の取得 平成13年4月1日～平成14年9月30日 1%控除 平成14年10月1日～平成15年2月28日 0.1%控除	ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を平成15年3月31日まで延長する。 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る税率の特例措置を平成15年3月31日まで延長する。 平成15年度排出ガス規制適合車の取得 平成14年4月1日～平成15年9月30日 1%控除 平成15年10月1日～平成16年2月29日 0.1%控除 低燃費車に係る特例措置(取得価額から30万円を控除)を一定の条件を付して平成14年3月31日まで延長する。 一定の条件を満たした自動車に係る税車買替えが平成13年4月1日～平成15年3月31日までに行われた場合 0.5%控除 平成14年度排出ガス規制適合車の取得 平成13年4月1日～平成14年9月30日 1%控除 平成14年10月1日～平成15年2月28日 0.1%控除	低燃費車に係る特例措置(取得価額から30万円控除)を平成15年3月31日まで延長する。 平成15年度排出ガス規制適合車の取得 平成14年4月1日～平成15年9月30日 1%控除 平成15年10月1日～平成16年2月29日 0.1%控除 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る税率の特例措置を平成17年3月31日まで延長する。 ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を平成17年3月31日まで延長する。 NOx、PM法対策地域販売代替特例措置 平成17年度排出ガス規制適合車のうちディーゼル車(乗用車を除く) 平成15年4月1日～平成17年3月31日 1.5%控除 低燃費車に係る特例措置(取得価額から30万円控除)を一定の条件を付して平成16年3月31日まで延長する。 NOx、PM法対策地域販売代替特例措置 平成16年4月1日～平成17年3月31日 1.5%控除 平成17年4月1日～平成18年3月31日 1.2%控除 平成16年4月1日～平成17年3月31日 1.2%控除	(税率) 暫定税率を5年度間延長(免稅点) 取得価額50万円(5年度間延長) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る税率の特例措置を平成17年3月31日まで延長する。 ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を平成17年3月31日まで延長する。 NOx、PM法対策地域販売代替特例措置 平成17年度排出ガス規制適合車のうちディーゼル車(乗用車を除く) 平成15年4月1日～平成17年3月31日 1.5%控除 超PM認定車に係る特例措置 平成15年4月1日～平成17年3月31日 1.5%控除 低燃費車に係る特例措置(取得価額から30万円控除)を一定の条件を付して平成16年3月31日まで延長する。 NOx、PM法対策地域販売代替特例措置 平成16年4月1日～平成17年3月31日 1.5%控除 平成17年4月1日～平成18年3月31日 1.2%控除 平成16年4月1日～平成17年3月31日 1.2%控除	平成17年排出ガス規制適合車(ディーゼル車に限る) 平成16年4月1日～平成17年9月30日 ディーゼル車に限る乗用車を除く自動車 平成17年排出ガス規制適合車 1%控除 NOx、PM法対策地域販売代替特例措置 平成17年度排出ガス規制適合車のうちディーゼル車(乗用車を除く) 平成16年4月1日～平成17年9月30日 2.1%控除 優良低燃費かつ低排出ガス車(75%) 平成16年4月1日～平成18年3月31日 取得価額から30万円控除 低燃費かつ低排出ガス車(75%) 平成16年4月1日～平成18年3月31日 取得価額から20万円控除 優良低燃費かつ低排出ガス車(50%) 平成16年4月1日～平成18年3月31日 取得価額から20万円控除	電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る税率の特例措置を平成19年3月31日まで延長する。 ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を平成19年3月31日まで延長する。 平成17年排出ガス規制適合車 1%控除 NOx、PM法対策地域販売代替特例措置 平成17年度排出ガス規制適合車のうちディーゼル車(乗用車を除く) 平成17年10月1日～平成18年3月31日 1%控除 車両総重量3.5t超のディーゼトラック・バスのうち、平成27年度燃費基準達成車かつ ・平成27年度燃費基準達成車かつ 新長期規制(平成21年排出ガス規制)適合車 平成18年4月1日～平成20年3月31日 2%控除 平成27年度燃費基準達成車かつ 新長期規制(平成21年排出ガス規制)適合車 平成18年4月1日～平成20年3月31日 1%控除	平成22年度燃費基準10%向上達成車かつ低排出ガス車 平成18年4月1日～平成20年3月31日 取得価額から30万円控除 平成22年度燃費基準10%向上達成車かつ低排出ガス車(75%) 平成18年4月1日～平成20年3月31日 取得価額から15万円控除 車両総重量3.5t超のディーゼトラック・バスのうち、平成20年度は1.8%軽減とする。 平成19年度は2.0%軽減、平成20年度は1.8%軽減とする。 平成21年度燃費基準達成車かつ 新長期規制(平成21年排出ガス規制)適合車 平成18年4月1日～平成20年3月31日 1%控除	電気自動車に係る税率の特例措置を平成21年3月31日まで延長する。 天然ガス自動車に係る税率の特例措置を、排出ガス要件を新たに追加した上で、平成21年3月31日まで延長する。 ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を、排出ガス要件と燃費要件を新たに追加した上で、平成19年度は2.0%軽減、平成20年度は1.8%軽減とする。 平成21年度燃費基準達成車かつ 新長期規制(平成21年排出ガス規制)適合車 平成18年4月1日～平成20年3月31日 1%控除	(税率) 暫定税率を10年間延長(平成20年5月1日から) [暫定税率の失効により、平成20年4月1日～30日までの税率:取得価格の3%] (免稅点) 取得価額50万円(10年度間延長) 平成22年度燃費基準25%向上達成車かつ低排出ガス車(75%) 平成20年5月1日～平成22年3月31日 取得価格から30万円控除 平成22年度燃費基準15%又は20%向上達成車かつ低排出ガス車(75%) 平成20年5月1日～平成22年3月31日 取得価格から15万円控除 車両総重量3.5t超のディーゼトラック・バスのうち、平成27年度燃費基準達成車かつ 新長期規制(平成21年排出ガス規制)適合車 平成20年5月1日～平成22年3月31日 2%控除 12t超 平成20年5月1日～平成22年3月31日 2%控除 平成21年10月1日～平成22年3月31日 1%控除 ポスト新長期規制(平成21年度排出ガス規制)に適合したディーゼル乗用車 平成20年5月1日～平成21年9月30日 1%控除 平成21年10月1日～平成22年3月31日 0.5%控除	道路特定財源の一般財源化に伴い、目的税から普通税に改められた 低公害車・低燃費車の軽減措置の創設 (平成21年4月1日～平成24年3月31日に取得された新車) 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の基準を満たす天然ガス自動車、ハイブリッド自動車・ディーゼル乗用車 非課税 大型ディーゼル車 H21排出ガス規制適合かつH27年度重量車燃費基準達成車 H17排出ガス基準値より10%以上NoxまたはPM低減かつH27年度重量車燃費基準達成車 税率を75%軽減 税率を50%軽減 第1種省エネルギー自動車 税率を75%軽減 第2種省エネルギー自動車 税率を50%軽減 (平成21年4月1日～平成24年3月31日に取得された中古車) 電気自動車、一定の基準を満たす天然ガス自動車 税率から2.7%控除 税率から2.4%控除 ハイブリッド自動車 バス又はトラック それ以外 税率から2.7%控除 税率から1.6%控除	(税率) 10年間の暫定税率は廃止 (初めて新規登録を受けるもの) 車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック 平成27年度燃費基準達成車かつ低排出ガス車(75%) 平成22年4月1日～平成24年3月31日 税率を75%軽減 平成27年度燃費基準達成車かつ低排出ガス車(50%) 平成22年4月1日～平成24年3月31日 税率を50%軽減 (初めて新規登録を受けるもの以外) 車両総重量3.5t超のディーゼトラック・バスのうち、平成27年度燃費基準達成車かつ ポスト新長期規制(平成21年排出ガス規制)適合車 3.5t超12t以下 平成22年10月1日～平成23年8月31日 1%控除 車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック 平成27年度燃費基準達成車かつ低排出ガス車(75%) 平成22年4月1日～平成24年3月31日 取得価格から30万円控除 平成27年度燃費基準達成車かつ低排出ガス車(50%) 平成22年4月1日～平成24年3月31日 取得価格から15万円控除	(初めて新規登録を受けるもの) 車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック 平成27年度燃費基準達成車かつ低排出ガス車(75%) 平成22年4月1日～平成24年3月31日 税率を75%軽減 平成27年度燃費基準達成車かつ低排出ガス車(50%) 平成22年4月1日～平成24年3月31日 税率を50%軽減 (初めて新規登録を受けるもの以外) 車両総重量3.5t超のディーゼトラック・バスのうち、平成27年度燃費基準達成車かつ ポスト新長期規制(平成21年排出ガス規制)適合車 3.5t超12t以下 平成22年10月1日～平成23年8月31日 1%控除 車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック 平成27年度燃費基準達成車かつ低排出ガス車(75%) 平成22年4月1日～平成24年3月31日 取得価格から30万円控除 平成27年度燃費基準達成車かつ低排出ガス車(50%) 平成22年4月1日～平成24年3月31日 取得価格から15万円控除

年度 項目	24
軽油引取税	
その他の税	
自動車取得税	<p>(初めて新規登録を受けるもの)</p> <p>○ガソリン車(ハイブリッド車含む) 車輛総重量2.5t以下(乗用車等) 平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率75%軽減 平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率50%軽減</p> <p>○ガソリン車(ハイブリッド車含む) 車輛総重量2.5t超3.5t以下(中量車) 平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成+5%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率75%軽減 平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率50%軽減 平成17年排ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準達成+10%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率75%軽減 平成17年排ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準達成+5%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率50%軽減</p> <p>○ディーゼル車(ハイブリッド車含む) 車輛総重量2.5t超～(中量車・重量車) 平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率75%軽減 平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率60%軽減 平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率75%軽減 平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準達成+5%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 税率50%軽減</p> <p>(初めて新規登録を受けるもの以外) ○電気自動車, 天然ガス自動車, プラグインハイブリッド自動車, クリーンディーゼル乗用車, 平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から45万円控除</p> <p>○ガソリン車(ハイブリッド車含む) 車輛総重量2.5t以下(乗用車等) 平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+20%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から45万円控除 平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から30万円控除 平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から15万円控除</p> <p>○ガソリン車(ハイブリッド車含む) 車輛総重量2.5t超3.5t以下(中量車) 平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から45万円控除 平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から30万円控除 平成17年排ガス規制75%低減かつ平成27年度燃費基準達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から15万円控除 平成17年排ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準達成+10%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から30万円控除 平成17年排ガス規制50%低減かつ平成27年度燃費基準達成+5%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から15万円控除</p> <p>○ディーゼル車(ハイブリッド車含む) 車輛総重量3.5t超(重量車) 平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から45万円控除 平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から30万円控除 平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減かつ平成27年度燃費基準達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から15万円控除 平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から30万円控除 平成21年排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準達成+5%達成 平成24年4月1日～平成27年3月31日 取得価額から15万円控除</p>